

## 感染症に関する登所停止期間の基準について

保育所では、下記の感染症にかかった場合、登所停止期間を定めています。  
なお、その感染症が治癒、もしくは軽快して登所するときは、かかりつけの医師の意見書を提出していただく必要があります。(意見書にかかる料金は保護者負担となる場合もあります)  
お子さんとまわりの子どもの健康を守るため、ご理解とご協力を願いします。  
また、下記の感染症が疑われる場合は必ず受診し、医師の診断を受け保育所に報告してください。(意見書は右の登所許可証明書をご使用ください。職員室でもお渡ししています。)

### 主な対象疾病

対象疾病	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (無症状の場合は検体採取日を0日として5日を経過すること)
百日咳	特有の咳が消滅するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱・アデノウイルス)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染の恐れがなくなるまで
流行性角結膜炎	感染の恐れがなくなるまで
急性出血性結膜炎	感染の恐れがなくなるまで
髓膜炎菌性髓膜炎	感染の恐れがなくなるまで

下記の疾病については医師の判断に従ってください。但し、意見書は必要ありません。

- RSウイルス 溶連菌感染症 手足口病 マイコプラズマ感染症  
ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎(ノロ・ロタを含む) パラチフス 腸チフス コレラ  
伝染性紅斑(りんご病) 腸管出血性大腸菌感染症 ウィルス肝炎 細菌性赤痢

## 感染症に関する登所許可(意見書)について

医療機関医師各位様

泉大津市立保育所 所長

泉大津市立認定こども園 園長

泉大津市の公立保育所・認定こども園では、学校保健法に定めるところの感染症に罹患した子どもが登所するとき「登所してもよいか、どうか」を、かかりつけの医療機関で判断していただき、その証明書を提出するよう指導しております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、御高診くださいますようお願いいたします。

### 登所許可証明書

年齢	歳	氏名
----	---	----

下記疾病の経過が良好で感染のおそれがなくなりましたので、登所してもさしつかえありません。

### 病名

- 1 インフルエンザ(A型・B型) 2 新型コロナウイルス感染症  
3 百日咳様疾患 4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  
5 麻疹(はしか) 6 水痘(みずぼうそう)  
7 風疹(3日ばしか) 8 流行性角結膜炎  
9 咽頭結膜熱(プール熱・アデノウイルス) 10 急性出血性結膜炎  
11 その他の感染症( )

令和 年 月 日  
医師 住所  
氏名

※ 条件によっては出席停止となります。

※ 最終決定は園医又は、他の医師の判断によるものとします。